

2月22日「行政書士記念日」に開催します！  
—昭和26年2月22日に行政書士法が公布されました—

## 「行政書士による無料相談会」の実施について

行政書士会では、行政書士法が公布された昭和26年2月22日を記念し、毎年2月22日を「行政書士記念日」と定めています。

そこで、京都市では、「行政書士記念日」に合わせ、京都府行政書士会との共催により、無料相談会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

この相談会では、相続、遺言、成年後見、役所への手続など、日常の暮らしの中での様々なお困りごとに関して幅広く御相談いただけます。この機会に是非御相談ください。

### 記

- |           |                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時     | 令和3年2月22日（月）<br>午前10時30分～午後4時（受付は午後3時30分まで）<br>※相談時間は、1人当たり30分程度 |
| 2 会 場     | ゼスト御池 河原町広場<br>（地下鉄「京都市役所前」駅横地下街）                                |
| 3 相 談 員   | 京都府行政書士会所属行政書士                                                   |
| 4 費 用     | 無 料                                                              |
| 5 申 込 方 法 | 当日受付（先着順）                                                        |
| 6 主 催     | 京都市、京都府行政書士会                                                     |
| 7 問 合 せ 先 | 文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター<br>電話 256-1110                           |

感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心掛けていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。また、今後の状況により開催内容は変更又は中止となる場合があります。